

佐賀県告示第 10 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 6 年 1 月 29 日に失効する。

令和 6 年 1 月 26 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - (エチルアミノ) - 2 - (3 - ヒドロキシフェニル) シクロヘキサン - 1 - オン（通称名：HXE、Hydroxetamine）及びその塩類
- (2) 化学名 N - エチル - 4 - ヒドロキシ - N - プロピルトリプタミン（通称名：4 - HO - EPT）及びその塩類
- (3) 化学名 エチル = 3, 3 - ジメチル - 2 - (1 - ペンチル - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキシアミド) ブタノアート（通称名：EDMB - PINACA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。